

2 収益事業34業種と消費税

9 収益事業の種類と消費税の取扱い

Q

法人税の収益事業には34業種が定められていて、業種ごとに取扱いが異なる面がありますが、消費税の取扱いも34業種の業種ごとに異なる面がありますか。

A

法人税の34業種は、収益事業の範囲を具体的に掲示する一方で、その事業を行う法人の種類や内容によって法人税を非課税とするような仕組みとして設けられています。消費税には基本的にそうした考え方はなく、消費税は課税対象となる課税取引に該当するか、それとも課税対象とならない不課税取引に該当するか、はたまた消費税法に定められた非課税取引に該当するかで取扱いが異なってくるだけです。

解説

法人税の収益事業は、「販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう」（法税2十三）と定義した上で、具体的な収益事業の範囲として34業種を挙げて、その中で収益事業から除外すべき法人の種類と事業を定めています（法令5）。法人税と消費税の34業種の取扱いがどのように異なるか、以下のケーススタディで見ておくことにしましょう。

ケーススタディ

Case 1 物品販売業

質 問

宗教法人のお札、おみくじ、御守りの販売は、法人税法上の収益事業にはなりません。消費税は課税されますか。

回 答

宗教法人のお札、おみくじ、御守りに対する支払いは、対価性のない寄附やお布施と考えられて収益事業ではないとされていますが、消費税法上も対価性のない不課税取引となります。

解 説

1 対価性のない取引

有料または有償で行われる物品の提供は、通常は対価取引として収益事業の物品販売業になり、消費税法上も対価性のある課税取引になります。しかし、次のようなものは対価性のないお布施や寄附と考えられていますので、法人税法上の収益事業である物品販売業にも該当せず、消費税法上の課税取引にも該当しません。

- ① 宗教法人が行う御守り、お札、おみくじ等の販売
- ② 学校法人等が行う年1、2回程度のバザー

この場合には、消費税も対価性のない不課税取引となります。

2 消費税の非課税取引

郵便切手、印紙、物品引換券等の販売も法人税法上は収益事業としての物品販売業となりますが、郵便局、郵便切手類販売所、印紙売りさばき所等での郵便切手、印紙の販売は、消費税の非課税取引とされています。物品引換券は、どの事業者が販売しても、「物品切手等の譲渡」として非課税となります。

また、身体障害者用物品の販売も消費税は非課税とされています。

3 消費税の免税取引

物品販売がわが国からの輸出として行われる場合は免税とされています。

Case 2 不動産販売業

質 問

公益法人が所有する会館（土地、建物）を譲渡した場合、不動産販売業にはなりません、消費税は課税されますか。

回 答

消費税では、土地の譲渡は非課税取引ですが、建物の譲渡は課税取引となります。

解 説

1 会館の譲渡

公益法人が固定資産として所有している土地、建物を譲渡しても、法人税法上は業として継続反復して行われる不動産販売業にはなりません、不動産貸付業などの収益事業の用に供している不動産を譲渡して得られる利益は、おおむね10年以上所有している不動産を除き、収益事業の付随行為として課税の対象とされることになっています。

2 土地の譲渡

会館を譲渡した場合、譲渡価額のうち土地の部分については消費税は非課税となり、建物の部分が課税となります。

Case 3 金銭貸付業

質 問

公益法人の共済貸付けは、金銭貸付業であっても収益事業から除外されていますが、消費税は課税されますか。

57 仕入税額控除



消費税の税額控除の中で、仕入税額控除とはどのようなことですか。



消費税の計算は、その課税期間の課税売上高に4%を掛けた消費税額から、その課税期間の課税仕入れに係る消費税額を控除して行います。このように控除することを、仕入税額控除といいます。

解説

1 仕入税額控除の意義

課税事業者は、国内において課税仕入れを行った場合または保税地域から課税貨物を引き取った場合には、その課税仕入れを行った日または課税貨物を引き取った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、その課税期間中に行った課税仕入れに係る消費税額および引き取った課税貨物につき課された、または課されるべき消費税額の合計額を控除することとされています（消法30①、消令46）。

なお、国内において行った課税仕入れに対する消費税額は、具体的にはその課税仕入れに係る対価の額に105分の4を乗じて算出した金額となります。

2 仕入税額控除の対象

仕入税額控除の対象は、その課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額およびその課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された、または課されるべき消費税額の

非営利法人の確定申告書の作成事例

- ① その課税期間の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合

〈設例1〉 調整税額が調整前の仕入控除税額を上回らない事例

当課税期間の課税売上げ等の状況は以下のとおりです。
 課税売上げおよび課税仕入れは、すべて税込の金額です。
 なお、基準期間の課税売上高は130,000,000円です。

- ① 受託事業収入 150,000,000円
- ② 預金利息収入 500,000円
- ③ 会費収入 120,000,000円
- ④ 補助金収入
 - ア 交付要綱等において人件費（通勤手当を除きます。）に充てることとされているもの 30,000,000円
 - イ 交付要綱等において課税仕入れに用途が特定されているもの 50,000,000円
 - ウ 上記以外のもの 7,000,000円

(単位：円)

科目	合計	課税収入	非課税収入	不課税収入		
				特定収入		特定収入以外
				用途特定	用途不特定	
受託事業収入	150,000,000	150,000,000				
預金利息収入	500,000		500,000			
会費収入	120,000,000				120,000,000	
補助金収入	87,000,000			50,000,000	7,000,000	30,000,000
合計	357,500,000	150,000,000	500,000	50,000,000	127,000,000	30,000,000